

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和6年6月20日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和6年4月)

名 称	(仮称)ダイレックス川西山下店			
所 在 地	川西市見野三丁目 105 番 6 ほか			
設 置 者	ダイレックス株式会社			
施設の用途(業態)	物品販売業を営む店舗(医薬品、化粧品等)			
新設年月日	令和7年2月21日			
店 舗 面 積	1,619 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	4,494 m ² 、2,284 m ² 、7,990 m ²			
用途地域 等	第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：A類型又はB類型、規制基準：第2種			
駐車収容台数	91台(全体収容台数141台) ≥ 必要台数91台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	81台			
荷さばき施設面積	84.0 m ²			
廃棄物等保管容量	15.5 m ³			
営 業 時 間 帯	午前9時から午後9時45分まで			
駐車場の利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで			
駐車場の出入口の数	出入口2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで			
備考				

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

川西市の意見の有無	あり
川西市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 91 台に対し、来客用駐車台数を 91 台（全体収容台数 141 台）確保する。

[実績及び指針]

施設全体の必要駐車台数＝ダイレックスの必要駐車台数＋既存併設施設の必要駐車台数

$$= 56 \text{ 台 (指針)} + 35 \text{ 台 (実績)} = \mathbf{91 \text{ 台}}$$

[指針式]

物品販売業を営む店舗

$$1.619 \text{ 千 m}^2 \times 1,051 \text{ 人/千 m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.648 \approx \mathbf{56 \text{ 台}}$$

[実績]

既存併設施設

$$\text{必要駐車台数} = \text{最大滞留台数 (休日)} = \mathbf{35 \text{ 台}}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

物品販売業を営む店舗

$$1.691 \text{ 千 m}^2 \times 1,051 \text{ 人/千 m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx \mathbf{86 \text{ 台/h}}$$

※交通量調査時に既存併設施設は営業していたため、新規出店する物品販売業を営む店舗について、発生自動車台数を算定した。

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.5km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で 86 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	3,700	38.0	各 33
②	2,525	25.9	各 22
③	691	7.1	各 6
④	1,109	11.4	各 10
⑤	1,435	14.7	各 13
⑥	284	2.9	各 2
計	9,744	100.0	各 86

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔地点 1・地点 2：令和 5 年 2 月 9 日(木)、1 月 29 日(日)〕に、店舗の新設により新たに発生する自動車台数各 86 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点1 交差点 (見野3丁目 交差点) 平：17時台 休：12時台	0.415	0.404	0.459	0.456	
	0.374	0.335	0.374	0.335	北流入左直
	0.374	0.335	0.374	0.335	北流入直進
	0.192	0.214	0.244	0.276	北流入右折
	0.265	0.355	0.281	0.370	南流入左直
	0.265	0.356	0.280	0.370	南流入直進
	0.007	0.016	0.007	0.016	南流入右折
	0.564	0.608	0.659	0.715	西流入左直右
	0.051	0.068	0.055	0.072	東流入左直右
地点2 交差点 (東畦野交差点) 平：8時台 休：14時台	0.562	0.503	0.567	0.505	
	0.473	0.404	0.495	0.423	北流入左直
	0.473	0.403	0.496	0.422	北流入直進
	0.254	0.281	0.278	0.304	北流入右折
	0.597	0.493	0.603	0.496	南流入左直
	0.598	0.492	0.601	0.495	南流入直進
	0.263	0.519	0.265	0.522	南流入右折
	0.260	0.225	0.284	0.254	西流入左折
	0.239	0.145	0.239	0.145	西流入直進
	0.390	0.276	0.390	0.276	西流入右折
	0.809	0.463	0.809	0.463	東流入左直
	0.066	0.234	0.109	0.282	東流入右折
	0.180	0.351	0.180	0.351	東流入左直右

ウ 駐車場出入口、入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔地点1・2：令和5年2月9日(木)、1月29日(日)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各86台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。
- 出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道52号線、従道路：出入口②)

開店後	市道52号線 →出入口②	
	平日 (17時台)	休日 (12時台)
交通容量	1,010	1,010
実交通量	55	55
余裕交通容量	955	955
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	4.7m	共同住宅	車両走行音 (冷凍室外機)	55 (A類型)	44	45 (A類型)	29
B	6.2m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)	55 (B類型)	46	45 (B類型)	35
C	5.2m	墓地	車両走行音 (冷凍室外機)		53		43
D	4.7m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)	55 (A類型)	52	45 (A類型)	41
E	-1.8m	空地	車両走行音 (冷凍室外機)		49		34
F	1.2m	農地	車両走行音 (冷凍室外機)		52		36
G	1.2m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)		48		32

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で環境基準を下回っている。
- 基準値を3 dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	4.7m	共同住宅	45 (第2種)	24
b	6.2m	住宅		38
c	5.2m	墓地		41
d	4.7m	住宅		36
e	-1.8m	空地		31
f	1.2m	農地		35
g	1.2m	住宅		27

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で規制基準を下回っている。
- 基準値を3 dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 20.5 m³ > 指針 7.51 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合計 (m ³)
紙製廃棄物等	1 日	3.37	7.51
金属製廃棄物等		0.11	
ガラス製廃棄物等		0.10	
プラスチック製廃棄物等		3.20	
生ゴミ等		0.50	
その他可燃性廃棄物等		0.23	

② リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別廃棄による再資源化を実施し、リサイクル化及び廃棄物減量化に努める。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場の出口には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場の各出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に努める。
- ・ 駐車場出入口①及び②前面の道路は通学路に指定されているため、看板や店舗内掲示により通学路への注意喚起を行う。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供する等、検討する。
- ・ 営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 「景観法」、川西市「景観条例」、川西市「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠(形状・色彩)や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

4 法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
1 工事着手前に地元自治会、付近住民等に対し、説明を十分に行われたい。	工事の着工前には、地元自治会や付近住民へ事前説明を行いました。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 工事敷地内の事故等により環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合、直ちに環境政策課に通報するとともに、その影響を防止し、速やかに復旧するよう努められたい。	工事敷地内の事故等により環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合、直ちに環境政策課へ連絡し、その影響を防止し、速やかに復旧するよう努めます。	
3 工事車両の通行等について、通行経路周辺の民家等に対して、騒音・振動等の影響を軽減するよう努められたい。	工事車両の通行等については、通行経路周辺の民家等に対して、騒音・振動等の影響を軽減するよう努めます。	

4 事業系のごみについて、事業者の責任において適正に処理されたい。	事業系のごみについて、事業者の責任において適切に処理します。	
5 事業系ごみの減量（事業系一般廃棄物減量化計画書の提出等）、リサイクルの推進、クリーンアップ活動への参加に協力されたい。	事業系ごみの減量（事業系一般廃棄物減量化計画書の提出等）、リサイクルの推進、クリーンアップ活動への参加に協力します。	

5 法第8条第2項の規定により川西市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に川西警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 出入口①付近の見通し 出入口①はスロープが直接歩道に接続する形となっており、出庫車両からの歩道への見通しが悪いことに特段の配慮をされたい。</p> <p>5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とします。設置については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置します。なお、川西警察署とは調整済みです。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用については、オープン時のチラシ・HP掲載等によってお客さまに周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>出入口①の歩道と接続する直近部分（約5m）は、平坦とし、視認性を確保するとともに、繁忙時には交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。</p> <p>営業時間中に荷さばき施設①を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>【総合農政課 農林水産政策班】 施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることのないように配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>開業後、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。また、周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合農政課 農地管理調整班】 計画区域内に農地が存在している場合、農地法に基づく手続が必要となる。このため、事前に川西市農業委員会宛て協議されたい。 また、施設整備に当たっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、留意されたい。</p>	<p>計画区域内には農地が存在しておりません。また、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p>	<p>同上</p>
<p>【環境整備課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。 	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談します。なお、本施設では回収ボックスは設置しない予定です。</p>	<p>同上</p>
<p>【道路保全課】 右折出入庫対策を講じられたい。また、宝塚土木事務所管内の道路法の許認可が必要となった場合は、事前に協議等を行われたい。 開店後の来客数等が予測と大きく乖離するなどにより、道路で渋滞が発生した場合は、それに応じた追加的な対策を講じられたい。</p>	<p>出入口①については、右折出入庫禁止看板の設置や左折矢印の路面標示を行います。また繁忙時には交通誘導員を配置し、左折出入庫の誘導を行います。なお、道路法の許認可が必要となった場合は、宝塚土木事務所と事前に協議を行います。</p> <p>開店後の来客数等が予測と大きく乖離するなどにより、道路で慢性的な渋滞が発生した場合は、それに応じた追加的な対策を検討します。</p>	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 	<p>汚水及び雨水排水処理については、市と協議済みです。</p>	<p>同上</p>

<p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>敷地内には調整池を設けませんが、要所に雨水を浸透させる緑地を設置し、機能の維持管理に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>敷地内には調整池を設けませんが、要所には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。また、機能の維持管理に努めます。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、要所には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>施設の要所には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を</p>	<p>高齢者等の安全かつ快適な利用ができるよう、施設の設備や運営について、配慮に努めます。 また、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画しております。建築物等緑化計画届出については、手続済みです。なお、壁面緑化については、</p>	<p>同上</p>

<p>緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>加えて、壁面緑化については、計画どおりに生育していない事例が見られることから、基盤造成型や生育実績のある製品の使用など、確実に生育が見込まれる仕様とするとともに、適切な維持管理に努められたい。</p> <p>なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直し（令和6年1月に環境の保全と創造に関する条例施行規則を改正）を行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。</p> <p>3 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、景観法、川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>仕様等に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。</p> <p>景観法、川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例を遵守します。なお、各法令等については手続済です。</p>	
--	--	--

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、学校や教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 6 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。 7 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。特に、壁面の緑化部分について生育を確実なものとするため、採用する仕様等を十分検討すること。

議案 2

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和6年7月22日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和6年6月)

名 称	(仮称) ドラッグコスモス丹波篠山店		
所 在 地	丹波篠山市吹新字長藪ノ坪 28 番 1 ほか		
設 置 者	株式会社コスモス薬品		
施設の用途 (業態)	物品販売業を営む店舗 (医薬品、化粧品等)		
新設年月日	令和7年3月23日		
店 舗 面 積	1,374 m ²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,761 m ² 、 1,787 m ² 、 5,470 m ²		
用途地域 等	非線引き都市計画区域 (用途地域の指定なし)		
騒音に係る基準	環境基準：C類型、規制基準：第3種		
駐車収容台数	52 台 (全体収容台数 84 台) ≥ 必要台数 52 台		
	夜間駐車場の 利用制限	無	制限後台数 —
駐輪収容台数	12 台		
荷さばき施設面積	32 m ²		
廃棄物等保管容量	12.2 m ³		
営業時間帯	午前9時から午後9時45分まで		
駐車場の利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで		
駐車場の出入口の数	出入口1箇所、出口2箇所、入口1箇所		
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
備 考			

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

丹波篠山市の意見の有無	なし
丹波篠山市の区域内に居住する者等の 意 見 の 有 無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 52 台に対し、来客用駐車台数を 52 台（全体収容台数 84 台）確保する。

〔指針式〕

$$1.374 \text{ km}^2 \times 1,059 \text{ 人/km}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.626 \approx 52 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$1.374 \text{ km}^2 \times 1,059 \text{ 人/km}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 84 \text{ 台}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.5km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で 84 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	295	9.7	各 8
②	116	3.8	各 3
③	118	3.9	各 3
④	788	25.9	各 22
⑤	1,344	44.1	各 37
⑥	384	12.6	各 11
計	3,045	100.0	各 84

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・2：令和 6 年 1 月 14 日(日)、15 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 84 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果、信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線	
	平日	休日	平日	休日		
地点 1 交差点 (吹新)	0.325	0.297	0.370	0.340		
	0.358	0.353	0.379	0.376	北流入左直右	
	0.139	0.168	0.176	0.208	南流入左直右	
	0.296	0.322	0.333	0.358	西流入左直	
	平：17 時台	0.067	0.079	0.071	0.083	西流入右折
	休：14 時台	0.333	0.317	0.397	0.381	東流入左直
		0.164	0.166	0.189	0.191	東流入右折

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点2交差点 (東吹) 平：18時台 休：14時台	0.278	0.270	0.280	0.280	
	0.238	0.176	0.238	0.176	北東流入左直
	0.292	0.237	0.306	0.248	北東流入右折
	0.235	0.186	0.239	0.189	南西流入左直
	0.316	0.160	0.316	0.160	南西流入右折
	0.358	0.466	0.376	0.489	北西流入左直右
	0.378	0.412	0.381	0.416	南東流入左直右

ウ 無信号交差点及び駐車場出入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔交差点3：令和6年1月14日(日)、15日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各84台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。

無信号交差点及び駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：県道299号、従道路：市道四季ノ森線)

開店後	県道299号 → 市道四季ノ森線		市道四季ノ森線 → 県道299号	
	平日 (13時台)	休日 (11時台)	平日 (13時台)	休日 (11時台)
交通容量	770	750	243	233
実交通量	35	23	104	94
余裕交通容量	735	727	139	139
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：県道299号、従道路：出入口)

開店後	市道四季ノ森線 → 出入口	
	平日 (13時台)	休日 (16時台)
交通容量	1,180	1,180
実交通量	84	84
余裕交通容量	1,096	1,096
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1.2m	住 宅	60 (C類型)	44	50 (C類型)	28
B	1.2m	住 宅		45		31
C	4.7m	空き地 (住宅予定地)		47		40
D	1.2m	農 地		56		36
E	1.2m	駐車場		40		26
F	1.2m	店 舗		43		26
G	1.2m	駐車場		43		26

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で環境基準を下回っている。
- 基準値を3 dB 以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	4.7m	住 宅	50 (第3種)	26
b	4.7m	住 宅		27
c	4.7m	空き地 (住宅予定地)		40
d	1.2m	農 地		36
e	1.2m	駐車場		22
f	1.2m	店 舗		24
g	1.2m	駐車場		23

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で規制基準を下回っている。
- 基準値を3 dB 以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 12.2 m³ > 指針 6.35 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合計 (m ³)
紙製廃棄物等	1 日	2.86	6.35
金属製廃棄物等		0.10	
ガラス製廃棄物等		0.08	
プラスチック製廃棄物等		2.70	
生ゴミ等		0.42	
その他可燃性廃棄物等		0.19	

② リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出口及び出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ オープン時や繁忙時等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保を行う。
- ・ 店舗敷地と隔地駐車場の間の市道は通学路に指定されているため、注意喚起看板を設置する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供する等、前向きに検討を行う。
- ・ 営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携を取り、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・ 「景観法」、丹波篠山市「景観条例」、丹波篠山市「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠(形状・色彩)や屋外広告物について配慮する。
- ・ 計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

4 法第8条第1項の規定により丹波篠山市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	

5 法第8条第2項の規定により丹波篠山市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に丹波警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。</p> <p>5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 荷さばき施設周辺の駐車マスを従業員用に設定するなど、同施設周辺の安全対策を講じられたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とします。設置については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置します。 なお、篠山警察署とは調整済みです。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用については、オープン時のチラシ・HP掲載等によってお客さまに周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう計画します。</p> <p>営業時間中に荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。 荷さばき施設周辺の駐車枠は従業員用に設定し、安全対策に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合農政課 農林水産政策班】</p> <p>施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることのないよう配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>開業後、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。 また、周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合農政課 農地管理調整班】</p> <p>計画区域内に農地が存在している場合、農地法に基づく手続が必要となる。このため、事前に丹波篠山市農業委員会宛て協議されたい。 また、施設整備に当たっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう留意されたい。</p>	<p>計画区域内には農地が存在しておりません。 また、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p>	<p>同上</p>

<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談します。なお、本施設では回収ボックスは設置しない予定です。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>丹波土木事務所管内において道路法の許認可が必要な場合は事前協議等を行うこと。</p>	<p>丹波土木事務所管内において道路法の許認可が必要な場合は事前協議を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>汚水及び雨水排水処理については、市と協議済みです。</p> <p>敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p> <p>また、機能の維持管理に努めます。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>施設の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。 ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 <p>2 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、景観法、丹波篠山市景観条例、丹波篠山市屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>高齢者等の安全かつ快適な利用ができるよう、施設の設備や運営について、配慮に努めます。また、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>景観法、丹波篠山市景観条例、丹波篠山市屋外広告物条例を遵守します。 なお、各条例等の手続については終了しています。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
---	--	------------------------

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。 特に、壁面の緑化部分について生育を確実なものとするため、採用する仕様等を十分検討すること。

議案3

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和6年6月28日、根拠条文：法第5条第1項)

名称	(仮称) V・drug 大塩店			
所在地	姫路市大塩町宮前4番地			
設置者	株式会社トーホー			
施設の用途(業態)	物品販売業を営む店舗(医薬品、化粧品等)			
新設年月日	令和7年3月1日			
店舗面積	1,325 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,562 m ² 、1,707 m ² 、4,103 m ²			
用途地域等	第一種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：B類型、規制基準：第2種			
駐車収容台数	52台(全体収容台数59台) ≥ 必要台数52台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	38台			
荷さばき施設面積	98.0 m ²			
廃棄物等保管容量	15.39 m ³			
営業時間帯	午前9時から午後9時45分まで			
駐車場の利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで			
駐車場の出入口の数	出入口2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで			
備考				

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

姫路市の意見の有無	あり
姫路市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 52 台に対し、来客用駐車台数を 52 台（全体収容台数 59 台）確保する。

〔指針式〕

$$1.325 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,347 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 65\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数} 0.621 \approx 52 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$1.325 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,347 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 65\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \approx 84 \text{ 台/h}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 2.0km）を 7 方面に分け、各方面別の世帯数比で 84 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	6,069	53.8	各 45
②	49	0.4	各 0
③	648	5.7	各 5
④	2,912	25.8	各 22
⑤	1,242	11.0	各 9
⑥	98	0.9	各 1
⑦	274	2.4	各 2
計	11,292	100.0	各 84

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点A：令和6年4月21日(日)、22日(月)〕に、店舗の新設により新たに発生する自動車台数各 84 台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点A (大塩駅前) 平：7時台 休：16時台	0.416	0.218	0.452	0.247	
	0.112	0.125	0.170	0.178	南流入左直
	0.158	0.127	0.242	0.201	南流入右折
	0.351	0.160	0.367	0.175	北流入左直
	0.035	0.027	0.036	0.027	北流入右折
	0.550	0.288	0.606	0.345	東流入左直右
	0.475	0.303	0.513	0.330	西流入左直右

ウ 無信号交差点及び駐車場出入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔交差点B：令和6年4月21日(日)、22日(月)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各84台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。
- 無信号交差点及び駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道幹第59号線、従道路：市道大塩75号線)

開店後	市道幹第59号線→ 市道大塩75号線		市道大塩75号線→ 市道幹第59号線	
	平日 (17時台)	休日 (9時台)	平日 (17時台)	休日 (9時台)
交通容量	1,131	1,109	514	602
実交通量	0	3	125	96
余裕交通容量	1,131	1,106	389	506
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：市道幹第59号線、従道路：市道大塩77号線)

開店後	市道幹第59号線→ 市道大塩77号線		市道大塩77号線→ 市道幹第59号線	
	平日 (19時台)	休日 (9時台)	平日 (19時台)	休日 (9時台)
交通容量	1,116	1,151	593	638
実交通量	25	15	7	9
余裕交通容量	1,091	1,136	586	629
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：市道大塩75号線、従道路：A・B出入口)

開店後	市道大塩75号線 →出入口	
	平日 (17時台)	休日 (9時台)
交通容量	1,078	1,124
実交通量	2	2
余裕交通容量	1,076	1,122
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	7.7m 兼用住宅	空調室外機 (冷凍室外機)	55 (B類型)	43	45 (B類型)	35
B	1.2m 住宅	車両走行音 (冷凍室外機)		46		24
C	1.2m 神社	廃棄物収集作業音 (冷凍室外機)		40		32
D	4.7m 事務所	廃棄物収集作業音 (冷凍室外機)		53		43
E	1.2m 空き地	車両走行音 (冷凍室外機)		41		24

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で環境基準を下回っている。
- 基準値を3 dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)	
a	4.7m	兼用住宅	45 (第2種)	39	
b	1.2m	道路		冷凍室外機	37
c	4.7m	事務所		冷凍室外機	42
d	1.2m	道路		冷凍室外機	20

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ予測結果を掲載（網掛けは保全対象と関わりない地点での予測結果）

- 保全対象に関わる全ての地点で規制基準を下回っている。
- 基準値を3 dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為に施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 15.39 m³ > 指針 6.18 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合計 (m ³)
紙製廃棄物等	1日	2.76	6.18
金属製廃棄物等		0.09	
ガラス製廃棄物等		0.08	
プラスチック製廃棄物等		2.65	
生ゴミ等		0.41	
その他可燃性廃棄物等		0.19	

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別廃棄による再資源化を実施し、リサイクル化及び廃棄物減量化に努める。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・歩行者専用通路を設置する。
- ・夜間における敷地内歩行者・自転車通行のための照明を設置する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・照明灯を設置し、駐車場を一定の照度に保つ。
- ・従業員による店舗内外の巡回を実施する。
- ・地元警察署と連携し、店舗内及びその周辺の防犯に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・「景観法」、姫路市「都市景観条例」、姫路市「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

4 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>1 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に保管すること。 また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守すること。</p> <p>2 附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。</p>	<p>産業廃棄物を保管する場合は、法令を遵守し、適正に保管します。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守します。</p> <p>附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行います。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

5 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に飾磨警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とします。設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に飾磨警察署長と調整します。</p> <p>販促チラシに来退店経路及び駐車場利用の案内を記載します。</p> <p>オープン期間中は、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、交通誘導員を配置します。また、開店後も状況に応じて、適宜交通誘導員を配置します。</p> <p>営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、従業員を配置し、歩道の通行を妨げることなく、安全に配慮した車両誘導を実施します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。</p> <p>6 路面標示等の管理 路面標示等の摩耗により場内に混乱を生じさせないよう、管理を徹底されたい。</p>	<p>見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しません。</p> <p>店舗出店に際し、路面標示の引き直しを行います。また、摩耗状況を定期的に確認の上、必要に応じて補修を実施します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の有料化を実施するほか、廃棄物の減量化に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する予定はありません。</p>	<p>同上</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行うこと。</p>	<p>道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整します。</p> <p>既設の施設を使用するため、雨水貯留施設等の新規設置はありませんが、雨水を浸透させる緑地を設置しています。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第10条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p>	<p>開発行為を行う予定はありません。</p>	<p>同上</p>

<p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>既設の施設を使用するため、雨水貯留施設等の新規設置はありませんが、雨水を浸透させる緑地を設置しています。</p> <p>既設の施設を使用するため、雨水貯留施設等の新規設置はありませんが、雨水を浸透させる緑地を設置しています。</p> <p>室外機等の電気設備については、可能な限り屋根上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 ㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 加えて、壁面緑化については、計画どおりに生育していない事例が見られるこ</p>	<p>高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するよう努めます。</p> <p>また、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>本計画では新築・増築等がないため届出義務はありませんが、敷地内に可能な限り緑地を確保するとともに、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>同上</p>

<p>とから、基盤造成型や生育実績のある製品の使用など、確実に生育が見込まれる仕様とするとともに、適切な維持管理に努められたい。</p> <p>なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直し（令和6年1月に環境の保全と創造に関する条例施行規則を改正）を行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。</p> <p>3 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行います。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
--	--	------------------------

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案 4

1 基本計画書の内容（提出年月日：令和6年10月23日、根拠規定：条例第3条第1項）

名 称（新築等の区分）	（仮称）マックスバリュ稲美店（新築）		
所 在 地	加古郡稲美町六分一字百丁歩 1362 番地 50 ほか		
事 業 者	キング醸造株式会社		
施設の用途	物品販売業を営む店舗（スーパーマーケットほか）		
着工時期、開店時期	令和7年5月頃、令和7年11月頃		
店 舗 面 積	2,573 m ²		
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	3,496 m ²		
物品販売業を営む店舗の面積	3,496 m ²		
飲食店、映画館等面積	0 m ²		
延べ面積、敷地面積	3,626 m ² 、 10,562 m ²		
用途地域等	工業地域		
駐車場の収容台数	112 台（全体収容台数 136 台） ≥ 必要台数 112 台		
	夜間駐車場の 利用制限	無	制限後台数 -
営 業 時 間 帯	午前7時から翌午前0時まで		

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限 6,000 m²に対して、計画施設の床面積はこれを下回る 3,496 m²である。
- 稲美町都市計画マスタープランでは、計画地は「工業地区」に位置付けられている。また、柿沢池工業地地区計画における「サービス施設街区」に位置しており、主として沿道サービス施設の立地を促進するとされている。
当計画は地域住民等からも再築が望まれている既存店舗の建替えであり、上記方針を考慮し、周辺利用者の生活・業務等に役立つ商品を取り扱う施設である。
- 以上により、本計画は県及び町のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 112 台に対し、来客用駐車台数を 112 台（全体収容台数 136 台）確保する。

〔指針式〕

$$2.573 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数} 0.736 \approx 112 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$2.573 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \approx 152 \text{ 台}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で 152 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,437	25.4	各 39
②	117	2.1	各 3
③	387	6.8	各 10
④	702	12.4	各 19
⑤	2,155	38.0	各 58
⑥	870	15.3	各 23
計	5,668	100.0	各 152

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・3：令和 6 年 6 月 23 日(日)、24 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 152 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点 1 交差点 (岡)	0.492	0.404	0.542	0.454	
	0.459	0.377	0.500	0.416	北流入左直
	0.066	0.058	0.071	0.062	北流入右折
	0.497	0.534	0.570	0.603	南流入左直
	0.133	0.115	0.148	0.128	南流入右折
	0.420	0.223	0.420	0.223	西流入左直
	0.255	0.215	0.298	0.252	西流入右折
	0.591	0.292	0.597	0.297	東流入左直
	0.193	0.087	0.193	0.087	東流入右折
	平：17 時台 休：12 時台				

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点3交差点 (秋田) 平：17時台 休：11時台	0.482	0.407	0.534	0.459	
	<u>0.565</u>	<u>0.527</u>	<u>0.636</u>	<u>0.598</u>	<u>北流入左直</u>
	0.003	0.018	0.003	0.019	北流入右折
	0.373	0.399	0.423	0.449	<u>南流入左直</u>
	0.094	0.065	0.102	0.071	南流入右折
	0.204	0.132	0.204	0.132	西流入左直右
	0.537	0.356	0.575	0.393	<u>東流入左直右</u>

ウ 無信号交差点及び駐車場出入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔地点2交差点：令和6年6月23日(日)、24日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各152台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。

無信号交差点及び駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：県道384号、従道路：町道549号線)

開店後	県道384号 → 町道549号線		町道549号線 → 県道384号	
	平日 (17時台)	休日 (12時台)	平日 (17時台)	休日 (12時台)
交通容量	660	710	184	146
実交通量	83	78	104	70
余裕交通容量	577	632	80	76
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：町道549号線、従道路：出入口②)

開店後	町道549号線 → 出入口②	
	平日 (17時台)	休日 (17時台)
交通容量	1,150	1,170
実交通量	77	77
余裕交通容量	1,073	1,093
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 周辺にはいなみ野水辺の里公園が位置しているが、それら施設の出入口から店舗駐車場出入口まで 20m以上の離隔を確保しているため、影響はない。

(4) 景観形成に関する事項

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 稲美町「柿沢池工業団地地区地区計画」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
 - ・稲美町「柿沢池工業団地地区地区計画」
 手続状況：届出済み
 - ・兵庫県「屋外広告物条例」
 協議状況：令和7年4月頃届出予定
- 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い敷地の緑化を行う。
 協議状況：令和7年2月頃届出予定

4 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p><都市計画の観点からの意見> 【稲美町】 稲美町総合計画の総合戦略の施策展開の中で、基本目標を「安心して働ける稲美町をつくる」とし、具体的な施策として企業の新規立地や敷地拡大などの新たな産業用地の創出に向けた取組を進めることで、商工業の振興を図るとしている。 稲美町都市計画マスタープランの中で、該当地は市街地開発等が実施された区域で良好な市街地環境の形成を図るため、必要な事項を地区計画で定めており、柿沢池工業団地地区地区計画内における建築物の制限にも整合している。</p> <p>【神戸市】 意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><その他計画等に対する意見> 【稲美町】 意見なし 【神戸市】 意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に加古川警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。</p> <p>5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に加古川警察署と調整します。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によってお客さまに周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>出入口付近には高木を設置しないよう計画します。</p> <p>営業時間中における荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>進入路及び排水等、県管理道路に影響を及ぼす行為については、適切に道路法の許可を取得されたい。</p>	<p>進入路及び排水等、県管理道路に影響を及ぼす行為については、適切に道路法の許可を取得します。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、加古川土木事務所と事前に協議されたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又</p>	<p>敷地内には調整池を設けませんが、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。また、機能の維持管理に努めます。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>施設の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>		
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <p>施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。</p> <p>また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直しを行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。</p> <p>3 景観、屋外広告物</p> <p>本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。ただし、地区計画等の区域では一部の規定の適用が除外されるため、協議先に確認されたい。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画しております。建築物等緑化計画届出については、手続済みです。</p> <p>兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例に基づく基準を遵守し、申請等必要な手続を適切に行います。</p> <p>なお、兵庫県景観の形成等に関する条例については、地区計画の手続を行うため、適用除外であることを確認済みです。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【建築指導課】</p> <p>都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可等の要否について、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課と協議・調整の上、必要な場合は所要の手続を行われたい。</p>	<p>都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可については、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課と協議・調整しており、許可手続を行います。</p>	<p>同上</p>

7 条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。